

【 処置 】

561 リドカイン・プロピトカイン配合クリーム(人工腎臓等)の算定について

《令和7年5月30日》

○ 取扱い

J 038 人工腎臓時のリドカイン・プロピトカイン配合クリーム（エムラクリーム）の算定は、原則として認められる。

ただし、使用量については1回につき2gまでとする。

○ 取扱いを作成した根拠等

人工腎臓（血液透析等）時に使用するシャント穿刺針は、シャントからの高流量の脱血を必要とするため口径が太く、穿刺にあたって強い疼痛を伴う。局所麻酔剤であるエムラクリームの添付文書の効能・効果は「注射針・静脈留置針穿刺時の疼痛緩和」である。このため、人工腎臓時のシャント穿刺針時の疼痛緩和に対する当該医薬品の投与は、作用機序から有用であると考えられる。

また、当該医薬品の使用量については、用法・用量に「注射針・静脈留置針穿刺予定部位に10cm²あたり本剤1gを、密封法（ODT）により60分間塗布する」旨記載されており、シャント部の穿刺は脱血用と返血用の2箇所に行うものであるから、2gまでの使用量は妥当と考えられる。

以上のことから、J 038 人工腎臓時のリドカイン・プロピトカイン配合クリーム（エムラクリーム）の算定は、原則として1回につき2gまで認められると判断した。